

令和元年度答申第10号
令和元年5月27日

諮問番号 平成31年度諮問第3号（平成31年4月18日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、叔父のH（以下「叔父H」という。）は軍人として外地で戦死したところ、審査請求人はその生後すぐに母I（以下「実母I」という。）の実家である叔父Hの家に連れて行かれ、以後、そこで生活していたと主張して、A県知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Hに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Hと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者

の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている（特別弔慰金支給法2条1項）。そして、遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定している。

- (2) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、上記(1)の「これらの者以外の三親等内の親族」（以下単に「三親等内の親族」という。）は、先順位者である配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がいない場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」（軍人たることによる勤務がなかったならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）であるときに限り、戦没者等の遺族とみなすと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 叔父Hは、昭和15年8月10日、臨時召集により陸軍飛行第3戦隊に応召した。

（遺族台帳の履歴事項）

- (2) 審査請求人は、昭和16年i月j日、C府a市b区d町e丁目f番地において父のJ（以下「実父J」という。）と実母Iとの間に三男として出生した。

（戸籍個人事項証明書、改製原戸籍）

- (3) 叔父Hは、昭和20年8月12日、ニューギニアのB地において戦死した。

（改製原戸籍、遺族台帳の履歴事項）

- (4) 審査請求人は、昭和21年7月12日、K（以下「養父K」という。）及びその妻のL（以下「養母L」という。）と養子縁組をした。

養父Kは、実母Iと叔父Hの兄である（いずれも、父はM、母はNであり、養父Kが二男、実母Iが四女、叔父Hが四男である。）。

（戸籍個人事項証明書、改製原戸籍）

- (5) Mは、昭和27年11月21日付けで叔父Hに係る遺族年金及び弔慰金の受給裁定を、また、昭和29年7月8日付けで叔父Hに係る公務扶助料の受

給裁定を受けた。

なお、Mは、昭和48年12月20日に死亡した。

(遺族台帳、除籍謄本(筆頭者:M))

- (6) 養父Kは、叔父Hに係る特別弔慰金を昭和50年11月15日付け(第2回)、昭和60年10月15日付け(第4回)及び平成8年2月6日付け(第6回)で請求し、処分庁は、それぞれ可決裁定をした。

なお、養父Kは、平成15年12月31日に死亡した。

(特別弔慰金請求書(昭和50年11月15日付け)、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(昭和60年10月15日付け)、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(平成8年2月6日付け)、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書処理票(平成7年改正法 第六回い号)、除籍謄本(筆頭者:K))

- (7) 実母Iは、叔父Hに係る特別弔慰金を平成17年6月23日付け(第8回)で請求し、処分庁は、可決裁定をした。

なお、実母Iは、平成19年11月28日に死亡した。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(平成17年6月23日付け)、裁定通知書(平成18年8月10日付け)、戸籍全部事項証明書)

- (8) 審査請求人は、平成27年6月19日付けで、G市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、叔父Hに係る特別弔慰金(第10回)の請求(本件請求)をした。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(平成27年6月19日付け))

- (9) 処分庁は、平成30年3月15日、審査請求人に対し、「あなたは、戦没者(H様)の三親等内親族ですが、あなたから提出いただいた書類及び本県保管書類等で審査したところ、戦没者の死亡の日まで戦没者と引き続き1年以上生計関係があったとは認められず、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」(昭和40年6月1日法律第100号)第2条の2第3項に規定する戦没者の死亡の日まで戦没者と引き続き1年以上生計関係があった三親等内親族に該当しないので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件却下処分をした。

(却下通知書、書留・特定記録郵便物等受領証及び配送履歴)

- (10) 審査請求人は、平成30年4月2日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (11) 審査庁は、平成31年4月18日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

叔父Hとの1年以上の生計関係が認められない点に不服があり、本件却下処分取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

叔父Hの死亡当時の本籍は、E地であり、実母Iは、昭和11年8月15日に実父Jと婚姻をし、父Mを戸主とする戸籍(E地)から除籍されている。審査請求人は、実父Jと実母Iの三男として、実父Jを戸主とする戸籍(F地)に入籍している。叔父Hと審査請求人は、同一戸籍にはない。また、審査請求人は、養父K及び養母Lとの養子縁組により、昭和21年7月12日にMを戸主とする戸籍に入籍しているが、叔父Hの死亡日は、昭和20年8月12日である。

本件のように、死亡した者の死亡当時、死亡した者と別戸籍であった者の生計関係を判断するに当たっては、請求人からの申立ての内容のみから生計関係があったとの推測ができる程度では不十分であり、事実関係を確認することができる資料の提出を求めた上で総合的に判断すべきである。また、戸籍の記載のみにより居住地の特定をすることはできない。

審査請求人は、反論書(平成30年10月1日付け)で「実母Iはa市b区d町g番地で出生したが、産後の肥立ちが悪くなり育児が困難になった為Iの父Mと養母LがCからIの実家(E地)へつれて帰った。養母は乳呑児を育てるのに大変苦勞したと聞かされていた。重湯を吞ましたり泣いて困った時は近所の同期に生れたQさんの母親からもらい乳までして育てた事があったと、審査請求人が中学生であった頃祖父Mが話してくれていたのもので戦没者と1年以上生計関係があった。」と主張し、あわせて、生計関係申立書(平成30年10月1日付け)で「戦没者H世帯は、戦没者自身が独身のまま戦地へ赴いており、その兄K夫妻には子がいなかった。そのため、戦没者の姉Iの子である請求者がP家の養子となった。戸籍上養子縁組したのは、S21年7月12日だが、実際には生後すぐにP家とともに暮らしていた。」と申し立てた。これらを立証するものとして提出された資料は、写真(叔父Hの背広姿、実父母及び養父母の紋付き留め袖姿、養母Lに抱かれた乳児の審査請求人、養父Kと幼児の審査請求人、養父母夫婦、R保育園の集合写真、養父母及び叔父Hの遺影、叔父

Hの墓、叔父Hの軍服姿）、香典帳、恩給扶助料証書、第8回特別弔慰金国庫債券の証及び昭和41年6月25日付け叔父Hに対する勲章授与の証である。

審理員が、審査請求人に対し、審査請求人が提出した上記立証資料のうち、勲章授与の証及び叔父Hの背広姿の写真について、叔父Hとの生計関係をどのように証明しようとしたのかと質問したところ、審査請求人は、勲章授与の証については「自分は死亡した者が出征する前に生活していた母の実家で現在までP家の後継者として先祖の墓と死亡した者の墓を護り、我が家でこれ迄保管していた物である。したがって死亡した者と自分は一緒に生活していた証拠である。」と説明し、写真については「勲章授与の証と同様自宅に保管しているアルバムに貼っているものである。」と説明し、「私は死亡した者の生家でP家の後継者として乳飲み子の頃（昭和16年か17年）から現在も生活しており、死亡した者の死亡は昭和20年8月12日であるので死亡した者が死亡する前の1年以上生活していたと主張する。」としているが、これらの資料と説明のみでは、事実関係を裏付ける立証資料とはいいい難く、具体的な生計関係の有無は判然としていない。

さらに、審理員が、審査請求人に対し、審査請求人がR保育園に在籍していた旨の申立てを証するとして提出したR保育園の集合写真について、当該集合写真の裏付けとなる在籍期間、在籍当時の住所地、両親・扶養者・親権者等の氏名等を確認することができる保育園関係の書類の提出を求めたところ、審査請求人は、当該保育園の当時の経営者宅へ赴いて確認したものの、審査請求人が在籍していたと主張している時期の資料は処分されていたとのことで、在籍証明書や名簿等の資料は提出しなかったが、R保育園の経緯が記載されている『R町史』の該当頁を提出し、昭和19年に当該保育園が他に移転する前に卒園した旨説明している。当該保育園が移転した時期が昭和19年のいつ頃であるかは不明であるが、叔父Hの死亡の日である昭和20年8月12日の1年以上前に卒園した可能性が認められる一方、審査請求人が提出したR保育園の集合写真が撮られた時期は不明であり、その移転前に卒園したか否かは審査請求人の説明のみであって、これを立証する資料もないし、審査請求人の生年月日に鑑みると、養子縁組により入籍した昭和21年7月12日（5歳6か月）以降にR保育園に在籍していた可能性も排除することができない。結局のところ、審査請求人が在籍していたと申し立てているR保育園について、在籍期間、在籍当時のR保育園の所在地及び審査請求人が在籍していたことの特定はし難いといわざるを得ない。

その後、審理員が、上記審査請求人の説明に関して上記以外の点について立証資料を求めたところ、Qから、R保育園の集合写真の撮影時期のこと、自分と審査請求人は昭和16年1月生まれであること、審査請求人は自分の母親の母乳を共に飲んで育ち、そのことを母親から聞かされていたとの証言が提出されたが、これらは、事実関係を裏付ける立証資料とはいえない。

一方、A県保管資料である第2回、第4回及び第6回の特別弔慰金を受給した養父Kが提出した「戦没者の遺族の現況等についての申立書」には、審査請求人に関する記載がない。

以上によれば、審査請求人が提出した資料、A県保管資料及び厚生労働省保管資料から、審査請求人が叔父Hとその死亡の日まで引き続く1年以上の生計関係があったことを確認することができないため、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」とはいえない。

したがって、本件却下処分は適正であると考えられる。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件請求受付 (G市) : 平成27年6月19日

(処分庁) : 平成28年1月26日

(本件請求から約7か月)

本件却下処分 : 平成30年3月15日

(本件請求から約2年9か月)

(処分庁における本件請求受付から約2年2か月)

本件審査請求受付(審査庁) : 同年4月2日

審理員意見書提出 : 平成31年4月10日

本件諮問 : 同月18日

(本件審査請求受付から約1年)

(2) そうすると、本件では、G市による本件請求の受付から処分庁による本件請求の受付までに約7か月を要している。G市は、本件請求を受け付けてから約6か月後の平成28年1月12日になって、本件請求に必要な生計関係

申立書が提出されていないことを審査請求人に伝えている（弁明書の4の(3)）が、このような形式的審査の手続としては期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

また、処分庁における本件請求受付から本件却下処分までに約2年2か月を要している。そのうち、約1年6か月は、処分庁からの照会（平成28年7月28日付け）に対し、厚生労働省が回答（平成30年1月23日付け）するまでに要した期間であるが、当該回答の内容は、「提出された資料は請求者の申立てのみであり、それを裏付ける当時の資料等の提出はなく、現在提出されている資料のみで当該生計関係を認めることは困難と判断」したということに尽きているから、これも期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

なお、処分庁からの照会に対し厚生労働省が回答するという上記の手続は、他の同種案件でも行われているから、特別弔慰金の請求者と戦没者等との間の同一生計関係の有無を判断するに当たっては、処分庁が厚生労働省に照会するとの実務運用がみられるが、この手続に長期間を要することがないようにするため、事務処理の合理化及び迅速化に資する方策を検討することが望まれる。

上記の点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件では、審査請求人が、叔父Hの死亡の日（昭和20年8月12日）まで引き続く1年以上、叔父Hによって生計を維持し、又は叔父Hと生計を共にしていたか（叔父Hの軍人たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる場合も含む。）、すなわち、審査請求人が叔父Hと同一の生計関係を有していたかが問題となっている。
- (2) 審査請求人は、反論書（平成30年10月1日付け）及び生計関係申立書（同日付け）において、実母Iは、審査請求人を出産した後、産後の肥立ちが悪かったため、出産後すぐに、その実家である叔父Hの家に審査請求人を連れて帰り、それ以降、審査請求人は、そこで生活していた（戸籍上、養子縁組をしたのは、昭和21年7月12日であるが、実際は、生後すぐにP家とともに暮らしていた。）と主張し、複数の写真やQの証言などを提出している。

審査請求人は昭和16年i月j日に出生し、叔父Hは昭和20年8月12日に戦死しているため、審査請求人が、叔父Hの死亡の日まで引き続く1

年以上、叔父Hと同一の生計関係を有していたといえるためには、遅くとも昭和19年夏以降（審査請求人が3歳7か月の頃以降）、叔父Hの家で生活していたと認められることが必要である。

その観点から本件の資料をみると、まず、R保育園の集合写真は、その撮影日付が不明であり、この写真をもって、審査請求人が3歳7か月になる前からR保育園に在籍していたことを示すものということとはできない。また、審査請求人は、「新築前」のR保育園を卒園したと主張する（反論書（平成31年2月27日受付））が、R保育園は昭和19年に新築移転している（R町史）から、審査請求人の生年月日を考えると、審査請求人が卒園したのは、「新築後」のR保育園ではないかと考えられる。

次に、Qの証言は、実母Iが審査請求人を出産した後、産後の肥立ちが悪かったため、審査請求人をその実家である叔父Hの家に連れ帰ったという審査請求人の上記主張を考え併せると、審査請求人が乳飲み子の頃にQの母から母乳をもらっていたことの証拠にはなるとしても、その後もずっと審査請求人が叔父Hの家で生活していたことの証拠になるものではない。かえって、実母Iは、昭和18年k月m日にa市h区d町e丁目f番地において四男のSを出産している（除籍謄本（筆頭者：J））。同じ場所で審査請求人も出生した。d町は、同年4月1日の分増区によりh区が誕生する前は、b区に所属していた。）から、実家で一時期療養した後、a市b区に戻ったことになり、その際、審査請求人も一緒に同区に戻ったと考えるのが自然である。

その他、本件に現れた資料を精査しても、審査請求人が、叔父Hの死亡の日まで引き続く1年以上、叔父Hの家で生活していたという事実を確認することができない。

したがって、審査請求人が、叔父Hの死亡の日まで引き続く1年以上、叔父Hと同一の生計関係を有していたとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原				優
委	員	中	山	ひ	と	み

委 員 野 口 貴 公 美